

岩手県災害対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月30日

岩手県災害対策本部長

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県災害対策本部規程の一部を改正する訓令

岩手県災害対策本部規程（平成8年岩手県災害対策本部長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第6章 [略]</p> <p><u>第7章 緊急初動特別班（第24条）</u></p> <p>第8章～第11章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（組織等）</p> <p>第2条 本部は、次に掲げる組織をもって構成する。</p> <p>（1）～（5） [略]</p> <p><u>（6） 緊急初動特別班</u></p> <p><u>（7） [略]</u></p> <p>2 [略]</p> <p>（災害対策副本部長及び災害対策本部員）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>（1） 岩手県知事部局行政組織規則第2章に規定する部局等及び出納局長（総務部長を除く。）、総務部副部長、総合防災室長並びに東京事務所長</p> <p>（2）～（5） [略]</p> <p>4・5 [略]</p> <p>（課等及び機関の分掌事務）</p> <p>第7条 課等及び機関の<u>分掌事務は、それぞれ別表第2及び別表第3の分掌事務の欄のとおりとする。</u></p> <p>（本部連絡員）</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 本部連絡員は、本部長の命令の伝達、各部間の<u>連絡、調整及び情報収集の事務</u>を担当する。</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第6章 [略]</p> <p><u>第7章 削除</u></p> <p>第8章～第11章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（組織等）</p> <p>第2条 本部は、次に掲げる組織をもって構成する。</p> <p>（1）～（5） [略]</p> <p><u>（6） [略]</u></p> <p>2 [略]</p> <p>（災害対策副本部長及び災害対策本部員）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>（1） 岩手県知事部局行政組織規則第2章に規定する部局等及び出納局長（<u>総務部長及び復興局長</u>を除く。）、総務部副部長、総合防災室長並びに東京事務所長</p> <p>（2）～（5） [略]</p> <p>4・5 [略]</p> <p>（課等及び機関の<u>主な担当業務</u>）</p> <p>第7条 課等及び機関の<u>主な担当業務は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>（1） 別表第2にあつては課等の欄、別表第3にあつては機関の欄に掲げる区分に応じ、これらに対応するそれぞれの表の主な担当業務の欄に掲げる事務</u></p> <p><u>（2） その他本部長が特に命じること。</u></p> <p>（本部連絡員）</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 本部連絡員は、本部長の命令の伝達、各部間<u>及び部内の連絡調整並びに情報収集の事務</u>を担当する。</p>

第23条 [略]

- 2 本部支援室長は、総合防災室長をもって充てる。
- 3 本部支援室に、班長、副班長及びその他の班員を置き、総務部長が総務部の職員のうちからあらかじめ指名する。
- 4 本部支援室の構成及び分掌事務は、別表第7のとおりとする。

第7章 緊急初動特別班

第24条 大規模な災害が発生した場合における初動体制の確立を図るため、本部及び地方支部に緊急初動特別班を置く。

- 2 緊急初動特別班は、本部又は地方支部の体制が整うまでの間、次の事務を行う。
- (1) 災害情報の収集、報告及び周知に関すること。
- (2) 災害応急対策の実施に関すること。
- (3) 国、市町村その他の関係機関との連絡に関すること。
- (4) その他本部長又は支部長が特に命ずること。

3 緊急初動特別班に、班長、副班長及びその他の班員を置き、本部にあつては総務部長が各部局長及び教育長と協議して指名し、地方支部にあつては副局長が指名し、又は広域振興局経営企画部長（県南広域振興局にあつては、総務部総務センター所長）が別表第5の右欄に掲げる構成機関又は組織の長（広域振興局にあつては、広域振興局の部長）と協議して指名する。

4 緊急初動特別班の構成及び分掌事務は、別表第8のとおりとする。

(調査班)

第25条 [略]

2 調査班は、災害の状況を災害現地において調査し、本部長に報告する。

3 [略]

(配備体制)

第27条 本部の配備体制の区分、配備基準及び配備職員の範囲は、次のとおりとする。

3 本部支援室長は、必要に応じて本部連絡員その他の職員を招集し、連絡調整会議を開催する。

第23条 [略]

2 本部支援室に本部支援室長、副室長、班長、副班長及び班員を置く。

3 本部支援室長は、総務部長をもって充てる。

4 副室長は、総合防災室長をもって充てる。

5 総務部長は、班長、副班長及び班員を、総務部にあつてはあらかじめ総務部の職員のうちから、総務部以外の部にあつては別表第1の左欄に掲げる部の長と協議して当該部の職員のうちから指名する。

6 本部支援室の構成及び主な担当業務は、別表第7のとおりとする。

第7章 削除

第24条 削除

(調査班)

第25条 [略]

2 調査班は、災害の現場における被害の状況、災害により被害を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）の行政機能、被災市町村が必要とする支援内容等を調査し、本部長に報告する。

3 [略]

(配備体制)

第27条 本部の配備体制の区分、配備基準及び配備職員の範囲は、次のとおりとする。

区分		配備基準	配備職員の範囲
(1) 指定職員配備(1号)体制(以下「指定職員配備体制」という。)	本部	ア <u>気象警報、高潮警報、波浪警報、洪水警報、北上川上流洪水予報のうちのはん濫警戒情報又は知事が指定した河川への水防警報</u> が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。	[略]
	広域支部及び地方支部	ア 所管区域内に <u>気象警報、高潮警報、波浪警報、洪水警報、北上川上流洪水予報のうちのはん濫警戒情報又は知事が指定した河川への水防警報</u> が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制の指令を発したとき。	[略]

区分		配備基準	配備職員の範囲
(1) 指定職員配備(1号)体制(以下「指定職員配備体制」という。)	本部	ア <u>次に掲げる警報及びはん濫警戒情報のいずれかが発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。</u> (ア) <u>気象警報</u> (イ) <u>高潮警報</u> (ウ) <u>波浪警報</u> (エ) <u>洪水警報</u> (オ) <u>北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうちのはん濫警戒情報</u> (カ) <u>水防警報(知事が指定した河川に係るものに限る。)</u>	[略]
	広域支部及び地方支部	ア 所管区域内に <u>次に掲げる警報及びはん濫情報のいずれかが発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制の指令を発したとき。</u> (ア) <u>気象警報</u> (イ) <u>高潮警報</u>	[略]

		イ～キ [略]				<u>(ウ) 波浪警報</u> <u>(エ) 洪水警報</u> <u>(オ) 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうちのはん濫警戒情報</u> <u>(カ) 水防警報（知事が指定した河川に係るものに限る。）</u>	
(2) 主査以上配備（2号）体制（以下「主査以上配備体制」という。）	本部	<u>ア 気象警報、高潮警報、波浪警報、洪水警報、北上川上流洪水予報のうちのはん濫警戒情報又は知事が指定した河川への水防警報が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。</u>	[略]	(2) 主査以上配備（2号）体制（以下「主査以上配備体制」という。）	本部	<u>ア 次に掲げる警報及びはん濫情報のいずれかが発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。</u> <u>(ア) 気象警報</u> <u>(イ) 高潮警報</u> <u>(ウ) 波浪警報</u> <u>(エ) 洪水警報</u> <u>(オ) 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうちのはん濫警戒情報</u> <u>(カ) 水防警報（知事が指定した河川に係るものに限る。）</u>	[略]
	広域支部及び地方支部	<u>ア 所管区域内に気象警報、高潮警報、波浪警報、洪水警報、北上川上流洪水予報のうちのはん濫警戒情報又は知事が指定した河川への水防警報が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。</u>	[略]		広域支部及び地方支部	<u>ア 所管区域内に次に掲げる警報及びはん濫情報のいずれかが発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。</u>	[略]

	<p>表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制の指令を発したとき。</p>			<p>、本部長が主査以上配備体制の指令を発したとき。</p> <p>(ア) <u>気象警報</u> (イ) <u>高潮警報</u> (ウ) <u>波浪警報</u> (エ) <u>洪水警報</u> (オ) <u>北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうちのはん濫警戒情報</u> (カ) <u>水防警報（知事が指定した河川に係るものに限る。）</u></p>	
<p>(3) 全職員配備（3号）体制</p>	<p>[略]</p>		<p>(3) 全職員配備（3号）体制（以下「<u>全職員配備体制</u>」という。）</p>	<p>[略]</p>	
<p>2 [略] (活動要領) 第28条 指定職員配備体制における活動の要領は、おおむね次のとおりとする。 (1) [略] (2) 広域支部長は、情報の収集を行い、管内の状況把握に努めるために必要な措置を講じる。 (3)・(4) [略]</p> <p>2 主査以上配備体制における活動の要領は、おおむね次のとおりとする。 (1) 各部長及び支部長は、前項第1号に掲げる措置を行う</p>		<p>2 [略] (活動要領) 第28条 指定職員配備体制における活動の要領は、おおむね次のとおりとする。 (1) [略] (2) 広域支部長は、情報の収集を行い、管内の状況把握に努め、必要な措置を講じる。 (3)・(4) [略]</p> <p>2 主査以上配備体制における活動の要領は、おおむね次のとおりとする。 (1) 各部長及び支部長は、前項第1号及び第4号に掲げる</p>			

ほか、災害応急対策を実施する。

(2) 広域支部長は、地方支部長から応援の要請があった場合は、応援体制を整える。広域支部だけでは対応できない場合は、災害対策本部総務部長（以下「総務部長」という。）に報告し、指示を受ける。

(3)～(5) [略]

3 全職員配備（3号）体制においては、前項各号に掲げる活動のほか、本部のすべての組織及び機能を挙げて、災害応急対策を実施する。

(応援職員の配置)

第32条 [略]

2 総務部長又は広域支部長は、前項の規定による派遣要請を受けた場合は、速やかに、応援職員の派遣の措置を講じる。

3 [略]

4 総務部長は、応援職員の派遣に当たっては、岩手県議会事務局、岩手県人事委員会事務局、岩手県監査委員事務局及び岩手県労働委員会事務局並びに岩手県知事部局行政組織規則第3章に規定する広域振興局以外の出先機関（地方支部の構成機関を除く。）の協力を求めることができる。

別表第2（第6条、第7条関係）

本部の部に置く課等、課等の長及び分掌事務

部	課 等	課等の長に 充てる職	<u>分掌事務</u>
---	-----	---------------	-------------

措置を行うほか、災害応急対策を実施する。

(2) 広域支部長は、前項第2号に掲げる活動のほか、地方支部長から応援の要請があった場合及び地方支部と連絡が取れない場合で必要と認めるときは、応援体制を整える。広域支部だけでは対応できない場合は、災害対策本部総務部長（以下「総務部長」という。）に報告し、指示を受ける。

(3)～(5) [略]

3 全職員配備体制においては、前項各号に掲げる活動のほか、本部の全ての組織及び機能を挙げて、災害応急対策を実施する。

（緊急初動要員）

第28条の2 第27条第1項に規定する配備基準のうち、主査以上配備体制又は全職員配備体制における初動体制の確立を図るため、本部及び地方支部に緊急初動要員を置く。

2 緊急初動要員は、本部又は地方支部の体制が整うまでの間、別表第9の主な担当業務の欄に掲げる業務を行う。

3 緊急初動要員の人員数及び配備場所は、それぞれ別表第9に定めるところによる。

4 緊急初動要員は、本部にあっては各部署長及び教育長が指名し、地方支部にあっては副局長が指名し、又は広域振興局経営企画部長（県南広域振興局にあっては、総務部総務センター所長）が別表第5の構成機関又は組織の欄に掲げる構成機関又は組織の長（広域振興局にあっては、広域振興部の部長）と協議して指名する。

(応援職員の配置)

第32条 [略]

2 総務部長又は広域支部長は、前項の規定による派遣要請を受けた場合又は連絡が取れない場合で必要と認めるときは、速やかに、応援職員の派遣の措置を講じる。

3 [略]

4 総務部長は、応援職員の派遣に当たっては、必要に応じ、岩手県議会事務局、本部を構成する組織以外の県の執行機関並びに岩手県知事部局行政組織規則第2章に規定する復興局及び同規則第3章に規定する広域振興局以外の出先機関（地方支部の構成機関を除く。）の協力を求めることができる。

別表第2（第6条、第7条関係）

本部の部に置く課等、課等の長及び主な担当業務

部	課 等	課等の長に 充てる職	<u>主な担当業務</u>
---	-----	---------------	---------------

秘書 広報 部	秘書課	[略]	部内各課等の <u>連絡調整</u> に関する こと。 本部長及び副本部長（副知事に 限る。）の秘書に関する こと。
	広聴広 報課	[略]	<u>広報</u> に関する こと（本部支援室 広報班の所管に属するものを 除く。）。 記録写真等の整備提供に 関すること。 <u>報道機関との連絡及び相互協 力</u> に関する こと。
	[略]		
総 務 部	総務室	[略]	部内各課等の <u>連絡調整</u> に 関すること。 公立大学法人岩手県立大学の 被害調査及び応急対策に 関すること。 <u>情報の収集及び伝達</u> に 関すること。
	人事課	[略]	関係機関及び本部内各部に 対する職員の派遣及び派遣のあ つせん並びに応援に 関すること。
	[略]		
	法務学 事課	[略]	[略] 通信関係の被害調査及び 応急対策に関する こと（県施設内及び 県施設間によるもの に限る。）。

秘書 広報 部	秘書課	[略]	部内各課等の <u>統括</u> に 関すること。 本部長及び副本部長（副知事に 限る。）（以下「本部長等」とい う。）の秘書に関する こと。 <u>本部長等の被災地域の視察に 関すること。</u> <u>大臣等主要来県者の 接受</u> に 関すること。
	広聴広 報課	[略]	災害に関する 広聴の実施に 関すること（ <u>県政提 言電話、ファクシ ミリ及び電子メー ルによるもの</u> に 限る。）。 <u>県民室及び県庁 総合案内の運 営</u> に 関すること。
	[略]		
総 務 部	総務室	[略]	部内各課等の <u>統括</u> に 関すること。 公立大学法人岩手県立大学の 被害調査及び応急対策に 関すること。
	人事課	[略]	被災市町村その他の 関係機関並びに 本部内各部、 <u>広域支 部及び地方支部</u> に対する職員の派 遣の調整及び 応援に 関すること。 <u>職員の被害調査に 関すること。</u> <u>別表第7に定める 統括班の主な担 当業務のうち、本 部の組織編成の 支援</u> に 関すること。
	[略]		
	法務学 事課	[略]	[略] 通信関係の被害調査 及び応急対策に 関すること（ <u>県施設 内及び県施設間 によるもの</u> に限 る。）。 <u>災害応急対策に 必要な法令</u> の

	税務課	[略]	県税の減免等に関する <u>こと。</u>
	管財課	[略]	[略] 電話の応急仮設及び管理運営に関する <u>こと。</u>
	[略]		
政 策 地 域 部	政策推進室	[略]	部内各課等の <u>連絡調整</u> に関する <u>こと。</u> <u>いわて体験交流施設に係る被害調査及び応急対策</u> に関する <u>こと。</u>
	市町村課	[略]	被災市町村の行財政運営の <u>指導及び助言</u> に関する <u>こと。</u> [略]
	[略]		
	NPO・文化国際課	[略]	[略] <u>ボランティア活動に係る総合調整の支援</u> に関する <u>こと。</u>

			<u>解釈及び運用の支援に関すること。</u>
	税務課	[略]	県税の減免等に関する <u>こと。</u> <u>他課等に対する応援に関すること。</u>
	管財課	[略]	[略] 電話の応急仮設及び管理運営に関する <u>こと。</u> <u>災害対応に係る県庁舎の利用に関すること。</u>
	[略]		
政 策 地 域 部	政策推進室	[略]	部内各課等の <u>統括</u> に関する <u>こと。</u> <u>国に対する要望活動に関すること（特定分野の提言及び要望を除く。）。</u> <u>国及び他の都道府県から派遣される人員の受入れに関すること。</u> <u>復興計画の策定に関すること。</u>
	市町村課	[略]	被災市町村の行政機能の <u>発揮に係る支援の統括</u> に関する <u>こと。</u> <u>被災市町村の被災による行政機能への影響に係る情報収集に関すること。</u> <u>被災市町村の行政機能の回復の支援に係る市町村職員の派遣に関すること。</u> <u>被災市町村の行財政運営の助言、勧告等に関すること。</u> [略]
	[略]		
	NPO・文化国際課	[略]	[略] <u>特定非営利活動を行う団体による支援の受入れ及びこれに係る関係課等、市町村及び関係機関等との調整</u> に関する <u>こと。</u> <u>被災した外国人に対する支援</u>

			いわて県民情報交流センターに係る被害調査及び応急対策に関すること。			<p>に関すること。</p> <p><u>駐日外国公館からの問合せへの対応に関すること。</u></p> <p><u>海外からの視察に関すること。</u></p> <p>いわて県民情報交流センターに係る被害調査及び応急対策に関すること。</p>	
	<u>国体推進課</u>	<u>国体推進課 総括課長</u>	<u>他課等に対する応援に関すること。</u>				
	地域振興室	[略]	<p><u>陸上輸送(鉄道及び営業用バスによるものに限る。)</u>に関すること。</p> <p>[略]</p> <p>通信関係の被害調査及び応急対策に関すること。</p>	地域振興室	[略]	<p><u>陸上輸送による物資の調達、輸送及び供給並びにそのあつせんに関すること(以下「物資供給」という。)</u>。</p> <p>[略]</p> <p>通信関係の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p><u>いわて体験交流施設に係る被害調査及び応急対策に関すること。</u></p>	
				<u>国体室</u>	<u>国体室長</u>	<u>他課等に対する応援に関すること。</u>	
環境生活部	環境生活企画室	[略]	<p>部内各課等の<u>連絡調整</u>に関すること。</p> <p>被災者の<u>生活相談</u>及び苦情の受付に関すること。</p> <p>電力関係の被害調査及び応急対策に関すること(企業部業務課の主管に属するものを除く。)</p> <p><u>地熱熱水施設(資源エネルギー庁から管理及び撤去工事監理を依頼されている施設をいう。)</u>及び岩手県営屋内温水プールの被害調査及び応急対策に関すること。</p>	環境生活部	環境生活企画室	[略]	<p>部内各課等の<u>統括</u>に関すること。</p> <p><u>災害及び被災者に関する総合窓口の設置に関すること。</u></p> <p>被災者<u>その他住民からの問合せ</u>及び苦情の受付に関すること。</p> <p>電力関係の被害調査、<u>応急対策及び需給状況確認</u>に関すること(企業部業務課の主管に属するものを除く。)</p> <p><u>重油、ガス等の燃料需給状況の確認</u>に関すること。</p> <p>岩手県営屋内温水プールの被害調査及び応急対策に関すること。</p>

環境保全課	[略]	鉦山(坑廃水処理事業を行っている休廃止鉦山に限る。)関係の被害調査及び応急対策に関すること。
資源循環推進課	[略]	[略] <u>廃棄物収集運搬用及びし尿処理用資機材の調達及びあっせんに関すること。</u> 災害廃棄物の広域処理体制の調整に関すること。 その他廃棄物の処理及び清掃に関すること。
自然保護課	[略]	自然公園施設の被害調査及び応急対策に関すること。
[略]		
県民くらしの安全課	[略]	<u>生活関連物資等の応急対策に関すること。</u> 食品衛生に関すること。 [略] 応急給水用資機材の調達及びあっせんに関すること。 衛生施設(火葬場及び墓地に限る。)の被害調査及び応急対策に関すること。 遺体処理用資機材の調達及び

環境保全課	[略]	鉦山(坑廃水処理事業を行っている休廃止鉦山に限る。)関係の被害調査及び応急対策に関すること。 <u>災害により発生した公害に係る応急対策に関すること。</u> <u>他課等に対する応援に関すること。</u>
資源循環推進課	[略]	[略] <u>廃棄物収集運搬用機材及びし尿処理用資機材の調達並びにあっせんに関すること。</u> <u>災害廃棄物及び災害により生じた障害物の除去及び処理(以下「廃棄物・障害物対策」という。)に関すること。</u> 災害廃棄物の広域処理体制の調整に関すること。 <u>災害廃棄物の保管場所の確保のための調整に関すること。</u> その他廃棄物の処理及び清掃に関すること。
自然保護課	[略]	自然公園施設の被害調査及び応急対策に関すること。 <u>他課等に対する応援に関すること。</u>
[略]		
県民くらしの安全課	[略]	食品衛生に関すること。 [略] 応急給水用資機材の調達及びあっせんに関すること。 <u>水道及び給水車による水の供給並びに井戸の使用に係る指導に関すること。</u> 衛生施設(火葬場及び墓地に限る。)の被害調査及び応急対策に関すること。 <u>埋葬に関すること。</u> 遺体処理用資機材及び葬祭用

			あっせんに関すること。				品等の調達並びにそのあっせんに関すること。 避難所等における愛玩動物の取扱いに関すること。 被災地における防犯の意識啓発に関すること。
	産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室	産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長	県境不法投棄現場の被害調査及び応急対策に関すること。 他課等に対する応援に関すること。		廃棄物特別対策室	廃棄物特別対策室長	県境不法投棄現場の被害調査及び応急対策に関すること。 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により生じた災害廃棄物の一時的な保管場所等の被害調査及び応急対策に関すること。 資源循環推進課に対する応援に関すること。
保健福祉部	保健福祉企画室	[略]	部内各課等の連絡調整に関すること。 新型インフルエンザ対策に関すること。 岩手県環境保健研究センターに関すること。	保健福祉部	保健福祉企画室	[略]	部内各課等の統括に関すること。 避難所及び避難者（在宅の避難者を含む。以下同じ。）の把握及び応急対策の統括に関すること。 避難所の運営等の応援に関すること。 避難所における食料品、生活必需品等の需要の把握の統括に関すること。 避難者の受入れを行う市町村のあっせんに係る連絡調整に関すること。 生活再建等被災者支援の統括に関すること。 被災者に対する支援制度の情報提供の統括に関すること。 義援金に関すること。 岩手県環境保健研究センターに関すること。
	医療推進課	[略]	医療に関すること。		医療推進課	[略]	医療の統括に関すること。 被災地における医療体制の確立に関すること。 災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）、医療救護

		<p>医療機関及び助産施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>感染症指定医療機関の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>防疫に関すること。<u>(新型インフルエンザ対策を除く。)</u></p>			<p><u>班及び歯科医師救護班の派遣及び活動支援に関すること。</u></p> <p>医療機関及び助産施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>感染症指定医療機関の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>防疫に関すること。</p> <p><u>社団法人岩手県医師会等に対する遺体の検案に係る応援要請に関すること。</u></p>
健康国保課	[略]	<p>医薬品及び医療資機材の調達及び輸送に関すること。</p> <p><u>保健指導</u>に関すること。</p> <p>[略]</p>	健康国保課	[略]	<p>医薬品及び医療資機材の調達及び輸送に関すること。</p> <p><u>被災地における医薬品の受払体制の確立に関すること。</u></p> <p><u>透析医療体制の確立に関すること。</u></p> <p><u>被災者に対する健康相談、健康調査、保健指導等に関すること。</u></p> <p>[略]</p>
地域福祉課	[略]	<p>[略]</p> <p><u>航空機輸送(日赤飛行奉仕団によるものに限る。)</u>に関すること。</p> <p><u>義援物資及び義援金に関すること。</u></p> <p>被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)に関すること。</p> <p>[略]</p> <p>生活保護世帯の応急対策に関すること。</p> <p><u>ボランティア活動に係る総合調整</u>に関すること。</p>	地域福祉課	[略]	<p>[略]</p> <p><u>避難所及び避難者の把握及び応急対策</u>に関すること。</p> <p>被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)に関すること。</p> <p>[略]</p> <p>生活保護世帯の応急対策に関すること。</p> <p><u>災害弔慰金に関すること。</u></p> <p><u>ボランティア活動の支援に係る統括及び災害ボランティアセンターの活動の支援</u>に関すること。</p>
長寿社会課	[略]	<p>老人福祉施設等の被害調査及び応急対策に関すること。</p>	長寿社会課	[略]	<p>老人福祉施設等の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p><u>避難所及び避難者の把握及び</u></p>

			在宅の要援護高齢者の応急対策に関すること。
障がい保健福祉課	[略]		<p>障害者福祉施設等の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>在宅の<u>障害者</u>の応急対策に関すること。</p> <p>[略]</p>
児童家庭課	[略]		<p>児童福祉施設等の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>児童及び母子世帯の応急対策に関すること。</p> <p>母子健康センターの被害調査及び応急対策に関すること。</p>
[略]			
商工企画室 労働観光部	[略]		<p>部内各課等の<u>連絡調整</u>に関すること。</p> <p>商工労働観光関係の被害調査及び応急対策の<u>総括</u>に関すること。</p>
経営支援課	[略]	[略]	<p>衣料、寝具その他の生活必需品</p>

			<p>応急対策に関すること。</p> <p>在宅の要援護高齢者の<u>把握及び応急対策</u>に関すること。</p>
障がい保健福祉課	[略]		<p>障害者福祉施設等の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p><u>避難所及び避難者の把握及び応急対策</u>に関すること。</p> <p>在宅の<u>障がい者</u>の<u>把握及び応急対策</u>に関すること。</p> <p>[略]</p>
児童家庭課	[略]		<p>児童福祉施設等の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p><u>避難所及び避難者の把握及び応急対策</u>に関すること。</p> <p>在宅の<u>妊産婦及び乳幼児</u>の<u>把握及び応急対策</u>に関すること。</p> <p>児童及び母子世帯の<u>把握及び応急対策</u>に関すること。</p> <p><u>災害遺児対策</u>に関すること。</p> <p>母子健康センターの被害調査及び応急対策に関すること。</p>
[略]			
商工企画室 労働観光部	[略]		<p>部内各課等の<u>統括</u>に関すること。</p> <p>商工労働観光関係の被害調査及び応急対策の<u>統括</u>に関すること。</p> <p><u>物資供給に係る統括</u>に関すること。</p> <p><u>被災市町村の物資の要請の受付</u>に関すること。</p> <p><u>燃料の確保、調達及びあっせん</u>に関すること（市場への燃料の供給が停滞した場合に限る。）</p> <p>。—</p> <p><u>災害従事車両並びに防災上重要な施設及び機関に対する優先的な燃料供給の調整</u>に関すること。</p>
経営支援課	[略]	[略]	<p>物資調達の<u>統括</u>に関すること。</p>

		等の調達及びあっせんに関する こと。 [略]
科学・ ものづ くり振 興課	[略]	他課等に対する応援に関する こと。
産業経 済交流 課	[略]	陸上輸送(営業用トラックによ るものに限る。)に関するこ と。
観光課	[略]	観光施設の被害調査及び応急 対策に関すること。 観光に係る風評被害対策に関 すること。
企業立 地推進 課	[略]	他課等に対する応援に関する こと。
雇用対 策・労 働室	[略]	[略] 労働者及び技術者の確保に関 すること。
農 林 水 産 部	農林水 産企画 室	[略] 部内各課等の連絡調整に関す ること。 [略]
	団体指 導課	[略] 農業金融、林業金融及び水産金 融に関すること。

		被災市町村の需要の把握に関 すること。 [略]
科学・ ものづ くり振 興課	[略]	大学等研究機関からの支援の 申出等の受入れに関するこ と。 他課等に対する応援に関する こと。
産業経 済交流 課	[略]	輸送に係る統括に関するこ と。 物資の陸上輸送に関するこ と。 物資の集積拠点及び在庫の管 理に関するこ と。
観光課	[略]	観光施設の被害調査及び応急 対策に関すること。 観光客等の帰宅が困難な者へ の対応に関するこ と。 避難者及び支援者の受入れに 係る宿泊施設への協力の要請 及び移送に関するこ と。 観光に係る風評被害対策に関 すること。
企業立 地推進 課	[略]	義援物資の受入れに関するこ と。
雇用対 策・労 働室	[略]	[略] 労働者及び技術者の確保に関 すること。 他課等に対する応援に関する こ と。
農 林 水 産 部	農林水 産企画 室	[略] 部内各課等の統括に関するこ と。 [略]
	団体指 導課	[略] 農業金融、林業金融及び水産金 融に関するこ と。 他課等に対する応援に関する こ と。

流通課	[略]	農畜産物及びその加工品の調達及びあっせんに関すること。 [略]
農業振興課	[略]	経営構造対策事業、山村等振興対策事業等で整備した施設の被害調査及び応急対策に関すること。
農業普及技術課	[略]	[略] 病虫害防除に関すること。 [略]
[略]		
農産園芸課	[略]	[略] 蚕種及び養蚕の被害に対する応急対策に関すること。 [略]
[略]		
林業振興課	[略]	木材及び木炭の調達及びあっせんに関すること。 [略]
森林整備課	[略]	森林火災の予防に関すること。 [略] 国有林及び県有林以外の森林の被害調査及び応急対策に関すること。
森林保全課	[略]	治山施設及び県有林施設の被害調査及び応急対策に関すること。 [略] 林道の被害調査及び応急対策に関すること。

流通課	[略]	食料品、生活必需品等の物資の調達及びあっせんに関すること。 [略]
農業振興課	[略]	経営構造対策事業、山村等振興対策事業等で整備した施設の被害調査及び応急対策に関すること。 他課等に対する応援に関すること。
農業普及技術課	[略]	[略] 病虫害防除に関すること。 他課等に対する応援に関すること。
[略]		
農産園芸課	[略]	[略] 蚕種及び養蚕の被害に対する応急対策に関すること。 他課等に対する応援に関すること。
[略]		
林業振興課	[略]	食料品、生活必需品等の物資の調達及びあっせんに関すること。 [略]
森林整備課	[略]	森林火災の予防及び森林火災発生状況の把握に関すること。 [略] 国有林及び県有林以外の森林の被害調査及び応急対策に関すること。 他課等に対する応援に関すること。
森林保全課	[略]	治山施設の被害調査及び応急対策に関すること。 [略] 林道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 他課等に対する応援に関すること。

水産振興課	[略]	水産関係の応急対策に関する こと。 <u>水産食品の調達及びあっせん</u> に関すること。 漁業災害補償に関すること。 <u>海上輸送(漁船によるものに限</u> <u>る。)</u> に関すること。	
漁港漁村課	[略]	[略] 漁場施設の被害調査及び応急 対策に関すること。	
[略]			
県土整備企画室	[略]	部内各課等の <u>連絡調整</u> に関す ること。 土木関係の被害調査の総括に 関すること。	
[略]			
都市計画課	[略]	[略] 被災宅地危険度判定活動に関 すること。	
下水環境課	[略]	農業集落排水施設以外の下水 道施設の被害調査及び応急対 策に関すること。	
[略]			

			<u>こと。</u>
水産振興課	[略]	水産関係の応急対策に関する こと。 <u>食料品、生活必需品等の物資の</u> <u>調達及びあっせんに関するこ</u> <u>と。</u> <u>漁船による海上輸送に関する</u> <u>こと。</u> 漁業災害補償に関すること。 <u>海上災害に係る連絡調整及び</u> <u>応急対策</u> に関すること。	
漁港漁村課	[略]	[略] 漁場施設の被害調査及び応急 対策に関すること。 <u>応急対策に係る漁港の利用に</u> <u>関すること。</u> <u>他課等に対する応援</u> に関する <u>こと。</u>	
[略]			
県土整備企画室	[略]	部内各課等の <u>統括</u> に関するこ と。 土木関係の被害調査の総括に 関すること。 <u>廃棄物・障害物対策に係る重機</u> <u>資材等の確保及び運用調整に</u> <u>関すること。</u>	
[略]			
都市計画課	[略]	[略] 被災宅地危険度判定活動に関 すること。 <u>復興計画(まちづくりに関する</u> <u>部分に限る。)</u> に関すること。 <u>他課等に対する応援</u> に関する <u>こと。</u>	
下水環境課	[略]	農業集落排水施設以外の下水 道施設の被害調査及び応急対 策に関すること。 <u>他課等に対する応援</u> に関する <u>こと。</u>	
[略]			

	港湾課	[略]	港湾の被害調査及び応急対策に関すること。
	空港課	[略]	空港の被害調査及び応急対策に関すること。
出納部	出納局	[略]	応急対策に要する経費の <u>経理</u> に関すること。 災害見舞金の出納保管に関すること。
東京連絡部	東京連絡課	[略]	関係官庁等との連絡に関すること。
医療部	経営管理課	[略]	部内各課等の <u>連絡調整</u> に関すること。 <u>医療対策</u> に関すること。 県立病院施設の被害調査及び応急対策に関すること。
	職員課	[略]	 他課等に対する応援に関すること。
	医事企画課	[略]	

	港湾課	[略]	港湾の被害調査及び応急対策に関すること。 <u>応急対策に係る港湾の利用に関すること。</u>
	空港課	[略]	空港の被害調査及び応急対策に関すること。 <u>応急対策に係る空港の利用に関すること。</u>
出納部	出納局	[略]	応急対策に要する経費の <u>支出</u> に関すること。 災害見舞金及び <u>寄付金</u> の出納保管に関すること。 <u>他課等に対する応援に関すること。</u>
東京連絡部	東京連絡課	[略]	関係官庁等との連絡に関すること。 <u>首都圏において被災し、帰宅が困難となった県民の支援に関すること。</u>
医療部	経営管理課	[略]	部内各課等の <u>統括</u> に関すること。 <u>県立病院における医療</u> に関すること。 <u>県立病院に係るDMAT及び医療救護班の活動に関すること。</u> 県立病院施設の被害調査及び応急対策に関すること。
	職員課	[略]	<u>県立病院における医療</u> に関すること。 <u>県立病院職員の派遣及び派遣の調整</u> に関すること。 <u>県立病院職員の被害調査及び支援</u> に関すること。 他課等及び <u>県立病院</u> に対する応援に関すること。
	医事企画課	[略]	<u>県立病院における医療</u> に関すること。 <u>県立病院における診療機能及びシステムの被害調査並びに支援</u> に関すること。

			遺体の検案及び処理に関する こと。
業務支 援課	[略]		他課等に対する応援に関する こと。
医師支 援推進 室	[略]		他課等に対する応援に関する こと。
企 業 部	経営総 務室	[略]	部内各課等の <u>連絡調整</u> に関す ること。
	[略]		
教 育 部	教育企 画室	[略]	部内各課等の <u>連絡調整及び教 育部所管に係る被害調査の取 りまとめ</u> に関すること。 被災生徒の奨学生追加採用に 関すること。 [略] 見舞金品の取りまとめに関す ること。 [略] 県立学校等に避難所を開設す ることについての指導に関す ること。
学校教 育室	[略]	[略]	県立学校等の教職員並びに児 童及び生徒の被害調査及び応

			県立病院における災害救助（医 療等）関係事務に関すること。 県立病院における遺体の検案 及び処理に関すること。 他課等及び県立病院に対する 応援に関すること。
業務支 援課	[略]		県立病院における医療に関す ること。 県立病院における医薬品、医療 資機材その他の物資の調達及 び輸送に関すること。 他課等及び県立病院に対する 応援に関すること。
医師支 援推進 室	[略]		県立病院における医師の派遣 及び派遣の調整に関すること。 他課等に対する応援に関する こと。
企 業 部	経営総 務室	[略]	部内各課等の <u>統括</u> に関するこ と。 他課等に対する応援に関する こと。
	[略]		
教 育 部	教育企 画室	[略]	部内各課等の <u>統括</u> に関するこ と。 <u>教育部が所管する被害調査の 取りまとめ</u> に関すること。 被災生徒の奨学生追加採用に 関すること。 [略] <u>教育に関する見舞金品の取り まとめ</u> に関すること。 [略] 県立学校等に避難所を開設す ることについての指導に関す ること。 <u>被災した県立高等学校の生徒 に対する授業料減免措置の実 施</u> に関すること。
学校教 育室	[略]	[略]	県立学校等の教職員並びに児 童及び生徒の被害調査及び応

		<p>急対策に関すること。</p> <p>岩手県立総合教育センターの被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>災害救助法に基づく学用品の給与についての<u>協力</u>に関すること。</p> <p>[略]</p>
生涯学習文化課	[略]	<p>公立社会教育施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p><u>災害応急対策活動に関する関係団体への協力要請に関すること。</u></p> <p>公民館等に避難所を開設することについての指導に関すること。</p> <p>[略]</p>
スポーツ健康課	[略]	<p>[略]</p> <p><u>共同調理場及び学校給食物資の被害調査及び応急対策に関すること。</u></p> <p>被災学校における感染症発生状況調査及び保健管理の指導に関すること。</p>
	[略]	
	[略]	

		<p>急対策に関すること。</p> <p><u>市町村立学校及び県立学校の幼児、児童及び生徒の心のサポートに関すること。</u></p> <p>岩手県立総合教育センターの被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p><u>被災した児童及び生徒に対する教育相談窓口の設置に関すること。</u></p> <p><u>被災市町村以外の市町村への被災した児童及び生徒の受入要請等に関すること。</u></p> <p>災害救助法に基づく学用品の給与についての<u>協力等</u>に関すること。</p> <p>[略]</p>
生涯学習文化課	[略]	<p>公立社会教育施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>公民館等に避難所を開設することについての指導に関すること。</p> <p>[略]</p>
スポーツ健康課	[略]	<p>[略]</p> <p><u>学校給食の実施状況及び実施の見込みに係る調査に関すること。</u></p> <p><u>学校における食事の確保が困難な児童及び生徒に対する支援に関すること。</u></p> <p>被災学校における感染症発生状況調査及び保健管理の指導に関すること。</p>
	[略]	
	[略]	

備考 次の表の担当業務の欄に掲げる業務を統括する課等及び連携が必要な課等は、同表の統括する課等の欄及び連携が必要な課等の欄に掲げるとおりとする。

担当業務	統括する課等	連携が必要な課等
被災者か	環境生活企画	広聴広報課 青少年・男
りの相談 への対応	至	又共同参画課
市町村の 行政機能 回復のた めの支援	市町村課	人事課 政策推進室
ボランテ ィアに係 る調整	地域福祉課	NPO・文化国際課
物資の供 給	商工企画室	地域振興室 経営支援課 産業経済交流課 企業 立地推進課 流通課 林 業振興課 水産振興課
廃棄物・ 障害物対 策	資源循環推進 課	廃棄物特別対策室 漁港 漁村課 県土整備企画室 道路環境課 河川課 港湾課 空港課
避難者へ の支援	保健福祉企画 室	地域福祉課 長寿社会課 障がい保健福祉課 児 童家庭課 観光課 教育 企画室 生涯学習文化課
医療対策	医療推進課	健康国保課 障がい保健 福祉課 経営管理課 職 員課 医事企画課 業務 支援課 医師支援推進室

別表第3（第6条、第7条関係）

本部の部に置く機関、機関の長及び主な担当業務

部	機 関	機関の長に 充てる職	<u>主な担当業務</u>
総務 部	岩手県消防 学校	岩手県消防 学校長	総合防災室に対する応 援に関すること。 備蓄防災資機材の貸付 けに関すること。
環境 生活 部	[略]		
保健 福祉	[略]		
福祉	岩手県精神	[略]	

別表第3（第6条、第7条関係）

本部の部に置く機関、機関の長及び分掌事務

部	機 関	機関の長に 充てる職	<u>分掌事務</u>
環境 生活 部	[略]		
保健 福祉	[略]		
福祉	岩手県精神	[略]	

部	保健福祉センター		
総務部	岩手県消防学校	岩手県消防学校長	総合防災室に対する応援に関すること。 備蓄防災資機材の貸付けに関すること。

別表第5 (第15条、第17条関係)

地方支部の名称等

名称	所管区域	構成機関又は組織
岩手県災害対策本部盛岡地方支部	盛岡市 八幡平市 岩手郡 紫波郡	盛岡広域振興局 岩手県中央家畜保健衛生所 北上川上流流域下水道事務所 岩手県立中央病院 岩手県立沼宮内病院 盛岡教育事務所 岩手県立盛岡第一高等学校 岩手県立盛岡第二高等学校 岩手県立盛岡第三高等学校 岩手県立盛岡第四高等学校 岩手県立盛岡北高等学校 岩手県立盛岡南高等学校 岩手県立不来方高等学校 岩手県立杜陵高等学校 岩手県立盛岡農業高等学校 岩手県立盛岡工業高等学校 岩手県立盛岡商業高等学校 岩手県立沼宮内高等学校 岩手県立葛巻高等学校 岩手県立平館高等学校 岩手県立雫石高等学校 岩手県立紫波総合高等学校 岩手県立盛岡視覚支援学校 岩手県立盛岡聴覚支援学校 岩手県立盛岡となん支援学校 岩手県立盛岡青松支援学校 岩手県立盛岡峰南高等支援学校 岩手県立盛岡みたけ支援学校 岩手県盛岡東警察署 岩手県盛岡西警察署 岩手県岩手警察署 岩手県紫波警察署
[略]		
岩手県災害対策本部花巻地方支部	花巻市 北上市 遠野市 和賀郡	県南広域振興局総務部花巻総務センター 県南広域振興局県税部花巻県税センター 県南広域振興局保健福祉環境部花巻保健福祉環境センター 県南広域振興局農政部花巻農林振興センター 県南広域振興局農政部遠野農林振興センター 県南広域振興局農政部北上農村整備センター 県南広域振興局土

部	保健福祉センター		
県土整備部	花巻空港事務所	花巻空港事務所長	応急対策に係る空港の利用に関すること。

別表第5 (第15条、第17条関係)

地方支部の名称等

名称	所管区域	構成機関又は組織
岩手県災害対策本部盛岡地方支部	盛岡市 八幡平市 岩手郡 紫波郡	盛岡広域振興局 岩手県中央家畜保健衛生所 北上川上流流域下水道事務所 岩手県立中央病院 盛岡教育事務所 岩手県立盛岡第一高等学校 岩手県立盛岡第二高等学校 岩手県立盛岡第三高等学校 岩手県立盛岡第四高等学校 岩手県立盛岡北高等学校 岩手県立盛岡南高等学校 岩手県立不来方高等学校 岩手県立杜陵高等学校 岩手県立盛岡農業高等学校 岩手県立盛岡工業高等学校 岩手県立盛岡商業高等学校 岩手県立沼宮内高等学校 岩手県立葛巻高等学校 岩手県立平館高等学校 岩手県立雫石高等学校 岩手県立紫波総合高等学校 岩手県立盛岡視覚支援学校 岩手県立盛岡聴覚支援学校 岩手県立盛岡となん支援学校 岩手県立盛岡青松支援学校 岩手県立盛岡峰南高等支援学校 岩手県立盛岡みたけ支援学校 岩手県盛岡東警察署 岩手県盛岡西警察署 岩手県岩手警察署 岩手県紫波警察署
[略]		
岩手県災害対策本部花巻地方支部	花巻市 北上市 遠野市 和賀郡	県南広域振興局総務部花巻総務センター 県南広域振興局県税部花巻県税センター 県南広域振興局保健福祉環境部花巻保健福祉環境センター 県南広域振興局農政部花巻農林振興センター 県南広域振興局農政部遠野農林振興センター 県南広域振興局農政部北上農村整備センター 県南広域振興局土

木部花巻土木センター 県南広域振興局土木部北上土木センター 県南広域振興局土木部遠野土木センター 岩手県県南家畜保健衛生所 花巻空港事務所 岩手県立中部病院 岩手県立遠野病院 岩手県立東和病院 中部教育事務所 岩手県立花巻北高等学校 岩手県立花巻南高等学校 岩手県立花巻農業高等学校 岩手県立花北青雲高等学校 岩手県立大迫高等学校 岩手県立黒沢尻北高等学校 岩手県立北上翔南高等学校 岩手県立黒沢尻工業高等学校 岩手県立西和賀高等学校 岩手県立遠野高等学校 岩手県立遠野緑峰高等学校 岩手県立花巻清風支援学校 岩手県花巻警察署 岩手県北上警察署 岩手県遠野警察署

[略]

木部花巻土木センター 県南広域振興局土木部北上土木センター 県南広域振興局土木部遠野土木センター 岩手県県南家畜保健衛生所 岩手県立中部病院 岩手県立遠野病院 岩手県立東和病院 中部教育事務所 岩手県立花巻北高等学校 岩手県立花巻南高等学校 岩手県立花巻農業高等学校 岩手県立花北青雲高等学校 岩手県立大迫高等学校 岩手県立黒沢尻北高等学校 岩手県立北上翔南高等学校 岩手県立黒沢尻工業高等学校 岩手県立西和賀高等学校 岩手県立遠野高等学校 岩手県立遠野緑峰高等学校 岩手県立花巻清風支援学校 岩手県花巻警察署 岩手県北上警察署 岩手県遠野警察署

[略]

別表第7（第23条関係）

本部支援室の構成及び分掌事務

班名	分掌事務
統括班	[略] 本部長の意思決定に関する補佐に関すること。 [略] 指定地方行政機関等との連絡調整等を行う総合調整所の設置及び運営に関すること。 その他本部支援室長が特に命ずること。
対策班	防災関係機関との連絡調整に関すること。 [略]
[略]	
通信班	[略] <u>テレビ会議システム</u> の設置及び運用に関すること。 [略] 防災関係機関や応援部隊との通信環境の整備に関すること。
広報班	

別表第7（第23条関係）

本部支援室の構成及び主な担当業務

班名	主な担当業務
統括班	[略] 本部長の意思決定及び本部員会議の運営に関する補佐に関すること。 [略] 指定地方行政機関等との連絡調整等を行う総合調整所の設置及び運営に関すること。 <u>本部の組織編成に関すること。</u> その他本部支援室長が特に命ずること。
対策班	<u>応急対応に係る行動計画の策定に関すること。</u> 防災関係機関との連絡調整に関すること。 [略]
[略]	
通信班	[略] <u>Web会議システム</u> の設置及び運用に関すること。 [略] 防災関係機関や応援部隊との通信環境の整備に関すること。 <u>活動記録に関すること。</u>
広報班	<u>災害広報の実施に関すること。</u>

	住民 報道機関等からの問合せに関すること。 放送事業者及び新聞事業者に対する放送要請及び報道要請に関すること。 活動記録に関すること。
総務班	本部員会議の開催に係る事務に関すること。 政府調査団、大臣等の視察並びに陳情及び請願に関すること。 [略]

	報道機関等からの問合せに関すること。 放送事業者及び新聞事業者に対する放送要請及び報道要請に関すること。
総務班	本部員会議の開催に係る事務及び記録に関すること。 政府調査団、大臣等の視察に関すること。 [略]

別表第8（第24条関係）

緊急初動特別班の構成及び分掌事務

	班名	人員	配備場所	分掌事務
本部	総務班	9	総合防災室又は本部室	1 本部員会議及び本部連絡員会議の開催に関すること。 2 本部長の指令等の伝達に関すること。 3 関係機関との連絡調整に関すること。
	対策班	32	総合防災室又は本部室	1 災害派遣要請に関すること。 2 各部が実施する災害応急対策の調整に関すること。 3 県民からの要請の処理に関すること。
			各所属課	1 災害応急対策に係る情報収集及び指示に関すること。 2 関係機関等との連絡調整に関すること。
情報班	9	総合防災室又は本部室	1 気象予警報の受領及び伝達に関すること。 2 被害状況、災害応急対策の実施状況等の情報収集に関すること。 3 国に対する報告に関すること。	
広報班	4	総合防災室又は本部室	1 災害情報の発表に関すること。	

			部室	2 放送要請に関する と。 3 災害応急対策に関する 広報に関すること。
地 方 支 部	総務 班 上	4 以 上	経営企画 部室若し くは経営 企画部地 域振興セ ンター室 、総務部 室若しく は総務部 総務セン ター室又 は支部室	1 支部委員会議の開催に 関すること。 2 本部長及び支部長の指 令等の伝達に関するこ と。 3 本部との連絡調整及び 報告に関すること。 4 災害応急対策に関する 広報に関すること。
			対策 班 上	6 以 上
			各所属課	1 災害応急対策に係る情 報収集及び指示に関する こと。 2 関係機関等との連絡調 整に関すること。

別表第9 (第27条関係)

[略]

別表第8 (第27条関係)

[略]

別表第9 (第28条の2関係)

緊急初動要員の人員及び主な担当業務

区 分	人 員	配備場所	主な担当業務
本部各 部(総	2以上	総合防災 室及び各	1 災害応急対策に係る情 報収集及び指示に関する

	務部を除く。)		所属課	<u>こと。</u> <u>2 本部支援室、広域支部、地方支部及び関係機関等との連絡調整に関すること。</u> <u>3 その他本部長が特に命ずること。</u>
	地方支部	10以上	各所属課	<u>1 本部長及び支部長の指令等の伝達に関すること。</u> <u>2 本部との連絡調整及び報告に関すること。</u> <u>3 関係機関等との連絡調整に関すること。</u> <u>4 災害応急対策に係る情報収集及び指示に関すること。</u> <u>5 県民からの要請の処理に関すること。</u> <u>6 その他支部長が特に命ずること。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。				

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。